

身体・知的障害者相談員 ～ 気軽にご相談ください ～

障害のある人やご家族の相談に対して、同じ当事者の立場から情報や知識の提供を行うのが、身体・知的障害者相談員です。

身体・知的障害者相談員は、障害のある人の相談に応じ、必要な助言や支援を行います。

障害のある人やご家族が、日々の生活で困ったことがあれば、それぞれの相談員へ気軽にご相談ください。

相談員の皆さんは下表のとおりです（敬称略）。

身体障害者相談員

種別	氏名	住所	電話・ファクス
肢体不自由	梅原 小夜子	平	☎ 68・0245
	河野 佐知子	浜	☎ 63・8634
	佐藤 喜吉	西方寺	☎ 83・0088
	田中 稔	引土	☎ 75・3019
	宮越 一仁	溝尻中町	☎ 090・5243・0422
	森下 富子	七日市	☎ 75・1705
聴覚障害	瀬野 美恵子	倉谷	FAX 75・3760
	富永 安雄	伊佐津	FAX 75・5812
視覚障害	清本 隆行	天台	☎ 76・5653
	小松 広和	行永東町	☎ 62・2200
内部障害	横山 昌子	浜	☎ 62・8172

※いずれも任期は平成 24 年 4 月から 2 年間。

▶詳しくは、障害福祉課（☎ 66・1033、FAX 62・7957）へ。

知的障害者相談員

氏名	住所	電話
中島 知之	西	☎ 75・0184
西村 紀子	浜	☎ 64・3913
村尾 幸恵	公文名	☎ 76・7754
森井 登起代	白浜台	☎ 64・2077



住民基本台帳カード 転出先でも利用可能

住民基本台帳法の一部改正により、7月9日（月）から転出先の市町村でも現在お持ちの住民基本台帳カードが継続して利用できるようになります。

▶詳しくは、市民課（☎ 66・1001）か西支所市民・年金係（☎ 77・2252）へ。

「赤水」にご注意を

夏場になると、古い水道管の内側に付着しているさびが原因で、水道水が赤茶色に濁ったり、風呂などに水を入れた時、底に泥状・砂状の鉄さびが溜まったりする「赤水」が発生しやすくなります。

古い鉄管の入れ替えや、夜間の管内清掃を計画的に実施し、赤水が発生しないよう取り組んでいますので、ご理解とご協力をお願いします。

▶詳しくは、水道建設課（☎ 66・2545）へ。

重複地番を解消

池ノ内下・今田・上根・大川・岸谷・久田美・白滝・志高・寺田・布敷・別所・堀地区内における土地の重複地番解消のため、山地（山林・原野などの山間地）の地番を8月中に変更。作業完了後、土地所有者に通知書を送付します（地番の変更後の手続きは不要）。

▶詳しくは、法務局舞鶴支局（☎ 76・0858）へ。

国勢調査報告書 「舞鶴市の人口」を編集

平成 22 年に実施された国勢調査の結果のうち、舞鶴市関係分を取りまとめた「舞鶴市の人口」（A4判、30頁）を編集しました。情報公開コーナー、西支所、加佐分室、東・西図書館などで閲覧できます。情報公開コーナーなどでコピーも可（有料）。市ホームページにも掲載。

▶詳しくは、総務課（☎ 66・1044）へ。

国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険に加入している人のうち、70～74歳の人に交付している「国民健康保険高齢受給者証」は、7月末が有効期限です。

現在お持ちの人か、新しく8月1日（水）から該当する人には、7月中旬に受給者証を送付します。

また、75歳になった人は誕生日から、後期高齢者医療制度で受診を。

▶詳しくは、保険医療課（☎ 66・1003）へ。

国民健康保険加入者の特定健診

国民健康保険に加入している40～74歳の人を対象に特定健診を実施しており、年齢により集団・個別健診に分けて健診の案内書を送付しています。

個別健診（65～74歳の人）は、受診期間が7月31日（火）までとなっておりますので、7月中に医療機関での受診をお願いします。

集団健診（40～64歳の人）は、8月中旬から実施しますので、まだ申し込みをしていない人は、5月下旬に送付した専用はがきで、至急申し込みを。

なお、後期高齢者医療制度に該当する人には、8月末までに案内書を送付します。

▶詳しくは、保険医療課（☎ 66・1003）へ。

就業支援センター

ハローワーク舞鶴の出張職業相談・紹介窓口の開設日を変更

就業支援センターで平日に実施している「ハローワーク舞鶴の出張職業相談・紹介窓口」の開設日が7月から月・水・金曜日の週3日（9時30分～15時30分）に変更。

ご不便をおかけしますが、ご理解をお願いします。

▶詳しくは、ハローワーク舞鶴（☎ 75・8609）へ。

社会を明るくする運動

～ 犯罪や非行のない社会へ ～

7月は「社会を明るくする運動」の強化月間。「犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ」を合言葉に、地域の皆様のご理解と温かい見守りにより、犯罪や非行を防止し、罪を犯した人が孤立しないまちづくりに努めましょう。

▶詳しくは、保健福祉企画課（☎ 66・1011）へ。

後期高齢者医療制度のお知らせ

《被保険者証を送付します》

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証（保険証）」は7月末が有効期限です。新しい保険証を7月中旬～下旬に郵便書留で送付します。

※新しい保険証（ピンク色）は届いた日から使用できます。旧保険証（茶色）は8月1日（水）から使用できませんのでご注意ください。

《保険料納入通知書および保険料額決定通知書を送付します》

平成 23 年中の所得に基づき算定した平成 24 年度の後期高齢者医療保険料が決定しましたので、納入通知書および保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。

▶詳しくは、保険医療課（☎ 66・1075）へ。

国民健康保険・後期高齢者医療制度 限度額適用・標準負担額減額認定証

国民健康保険か後期高齢者医療制度の加入者で、病院窓口での支払いが限度額までとなる「限度額適用認定証」と、市民税非課税世帯で入院中の食事代も減額される「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、7月末が有効期限です。切り替えの手続きは保険証と印鑑を持って保険医療課か西支所保健福祉係で。

▶詳しくは、保険医療課（☎ 66・1003）か西支所保健福祉係（☎ 77・2253）へ。

不適切な事務処理に係るお詫び

このたび、公的年金データの取り込みの一部に漏れがあり、15人の市府民税に誤りがあることが判明いたしました。このため、介護保険料と国民健康保険料を合わせて202件を計算し直し発送させていただきましたことになりました。

先月の個人情報の漏えいに続き、該当する皆様に、多大なご迷惑をおかけしましたことにつきまして、衷心よりお詫び申し上げます。

今後、このような誤りを繰り返すことがないように、複数職員によるチェックや作業マニュアルの再整備など、事務管理体制の強化を図ってまいります。